

# クビアカツヤカミキリ対策強化講習会 資料2

## ～ 防除対策について ～

### ■ ネットによる対策

目的：成虫の拡散防止

実施時期目安：5～8月

必要資材：ネット（目合い4mm程度、縦幅2m程度、防風ネットなど丈夫なもの）、ペグ、ネットを固定する資材（PPバンド、針金、ひも、タッカーなど）、結束バンド

### 重要

ネットを巻いただけでは、対策にならない。

必ず**定期的に見回り**、羽化して出てきた**成虫を駆除**する。

放置すると、ネットを巻いた木が**集中的に産卵**され、**被害が大きくなるおそれ**がある。

**9月以降**は、ネットを**外して**中にたまったフラスを除去する。

### ポイント

#### 上端

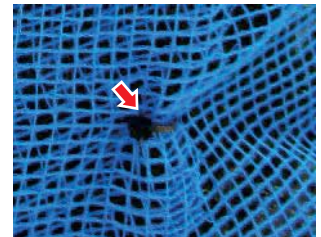
高さ1.5～2mの位置でPPバンドやタッカーなどを使用して隙間なく**固定**する。

高さ2m以下で幹が分岐している場合は、  
①分岐箇所から上の幹ごとにネットを巻く。  
②ネットの間に隙間ができないように下の幹に巻く。



#### 幹周

ネットを2～3周巻き付け、結束バンドで固定する。幹に密着させすぎると、成虫が噛み切ることがあるため、**余裕をもたせる**。



#### 下端

根を覆うように包み、ペグで隙間なく固定する。ペグを打ち込むことが難しい場合は、PPバンドなどで固定する。



## ■ 被害木内の幼虫の農薬処理（例：スプレー式農薬）

目的：幼虫の駆除

実施時期目安：4～10月（フラスが排出される時期）

必要資材：登録のある農薬、フラスを除去する道具（ブラシ、千枚通し、竹ひご、針金など）

### 重要

作物（樹木類を含む）及び適用害虫に**登録のある農薬**を使い、**使用方法を守る**こと。

### 処理の手順

#### 1 フラスを除去する。

幼虫がフラスを排出している穴を確認し、周囲のフラスをブラシなどで除去する。  
穴に詰まっているフラスは、千枚通しや竹ひごなどで取り除く。



#### 2 幼虫が侵入した方向を確認する。

穴に千枚通しなどを差し込み、深く入り込む方向を探る。



#### 3 穴から薬液があふれるまで農薬を注入する。

2で確認した侵入方向へノズルを差し込み注入する。  
薬液が奥まで届くように、**あふれるまで噴射**する。



#### 4 処理後、根元周辺のフラスを除去する。

フラスを排出している穴に1～3までの処理を行い、  
処理した木の周辺のフラスを除去する。

#### 5 処理の数日後、新たに排出されたフラスがないか確認する。

被害が大きい場合、穴が複雑な形になり、幼虫まで薬液が届かない場合がある。  
フラスが出ている（幼虫が生きている）穴には、再度1～4までの処理を行う。

## ■ サクラを食害するクビアカツヤカミキリの防除に使用できる農薬（令和元年5月15日現在）

対象	農薬の名称	使用方法	使用回数
幼虫	アクセルフロアブル	木屑排出孔を中心に薬液が滴るまで樹幹注入	6回以内
	バイオセーフ		-
	アトラック液剤	樹幹注入	3回以内
	ウッドスター		-
	園芸用キンチョールE	食入部にノズルを差し込み、薬剤が食入部から流出するまで噴射する	-
	ベニカカミキリムシエアソール	樹幹・樹枝の食入孔にノズルを差し込み噴射	6回以内
	ロビンフッド		-
	マツグリーン液剤 2	食入孔に注入	5回以内
成虫	アクセルフロアブル	散布	6回以内
	マツグリーン液剤 2		5回以内
	モスピラン顆粒水溶剤		-
	バイオリサ・カミキリ	主幹又は主幹の分枝部分に巻き付ける	-

## ■ 被害木の伐倒

目的：被害の著しい、または枯死した木の撤去

- \* 被害が大きい木は、幼虫が多数寄生している場合があり、放置すると発生源になり被害拡大を招く。さらに、**枝の落下**や**倒木**による**人身・建物被害**が発生するおそれがあるため、伐倒する必要がある。

実施時期目安：9～翌4月（成虫が飛散しない時期）

### 重要

伐倒後も木の中の幼虫は生き続け、成虫になることができるため、**速やかに処理**をする。**切り株にも幼虫がいる**可能性があるため、**伐根**またはシートやネットで覆う。クビアカツヤカミキリは、「**特定外来生物**」であるため、**木の中の幼虫であっても、生きたまま運搬・保管**することが**禁止**されている。

## 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用の概要

対策で木を伐倒した場合、その場で木の中の幼虫などをすべて駆除することは難しく、処理ができる施設等に運ぶ必要があるが、許可なく運搬することができないことが迅速な対策の妨げになる。このため、環境省が運用を整理している。その概要は、以下のとおり。

### 次のア)～エ)をすべて満たす場合、法律で禁止された「運搬」に該当しない。

- ア) その場ですべての個体を殺処分することが難しい場合に、拡散を防ぎ、確実に殺処分することを目的に**焼却または粉碎、くん蒸が可能な場所へ運搬**する場合。
- イ) 目で確認できる個体は、**運搬前に確実に殺処分**をしていること。
- ウ) 運搬中に**伐倒木や幼虫、成虫などが落下・飛散しない措置**を十分にとっていること。
- エ) 「**特定外来生物の防除である旨**」「**実施主体**」「**実施日・場所**」を**事前に公表**すること。

#### \*エ)の考え方

- 自治体など：ホームページでの公表、回覧や掲示板での周知など
- 事業者・農家など：現地における掲示、自治体への事前連絡など

上記の運搬に付随して、やむを得ず一時的に「**保管**」する場合、落下や飛散の防止措置を十分にとり、第三者に持ち出されないよう管理し、必要最小限の期間に限り行うものは、**法律で禁止された「保管」に該当しない**。

加えて、環境省では、以下のことに注意するよう整理している。

- ・ 伐倒処理は、幼虫が木の中に留まっている**9月から翌4月に実施**する。
- ・ やむを得ず緊急的に成虫発生期前後に伐倒する場合、嚴重に梱包するなどして、**一時的な保管は行わず**に速やかに処理する。